

会費規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人神戸国際消化器内視鏡教育センター（以下、「本法人」と略す。）の会費について、本法人の第7条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(会費)

第2条 本法人の社員の会費は、次のとおりとする。

正社員

(1) 会費 年額 5,000 円

賛助社員

(1) 団体社員 会費 年額 1 口 100,000 円以上とする。

(2) 個人社員 会費 年額 1 口 10,000 円以上とする。

(納入規定)

第3条 会費は、当該事業年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

2 会費は、年額を分割して納入することができない。

(会費滞納者の取扱い)

第4条 社員が前年度及び当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第10条の規定にしたがい社員の資格が喪失する。

(規則の変更)

第1条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附則 この規定は、平成26年10月21日から施行する。